

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立たない。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、1993年に生物の多様性に関する条約が発効し、2022年12月には、同条約の第15回目の締約国会議COP15がカナダ・モントリオールで開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる、ネイチャーポジティブという新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が不可欠である。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であると考える。

よって、逗子市議会は国に対し、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、次のとおり地方自治体や地域のNPO等への支援を強化することを強く要望する。

- 1 気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと
- 2 2030年までに陸と海の30%を保全するサーティーン・バイ・サーティーンの実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、OECMの認定を推進する等、地域との連携のもと取組を加速化すること
- 3 全ての子供たちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生き物の暮らしを支える場所である学校・園庭ビオトープの普及を促進すること
- 4 廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いと認識している。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日